

令和3年度第3回岡崎市障がい者自立支援協議会会議録

日時 令和3年10月19日（火）

（書面会議により開催）

議題 (1) 地域移行パンフレットについて（報告）【地域移行支援専門部会】

(2) その他（事務連絡）

- ① 手話言語条例について
- ② 日中サービス支援型共同生活援助見学会について
- ③ Web会議の導入に係る意向確認について
- ④ 令和3年度本会議及び専門部会開催状況及び予定について

議事録署名者 田中幸一委員、渡邊敬江委員

議事要旨

1 議題

(1) 地域移行パンフレットについて（報告）【地域移行支援専門部会】

資料の配布により報告

各委員の主な意見及び専門部会回答は別紙のとおり

(2) その他（事務連絡）

資料の配布により報告

各委員の主な意見及び事務局回答は別紙のとおり

議題1 地域移行パンフレットについて(報告)【地域移行支援専門部会】

意見者	(御提出いただいた意見書のまとめ)	回答
榑原委員	見開きページ「地域移行支援の流れ」の利用者の軸で、中期に「日中体験利用」とあるが、「宿泊体験」も並行して利用できるのではないか。	貴重なご意見ありがとうございます。次回パンフレット内容見直し時に部会で協議し、内容の変更を検討いたします。変更前にパンフレットを活用する場合、口頭で説明いたします。
田中委員	部会に参加しているので、意見は特にありませんが、研修会に活用することで、パンフレットの仕上がりど、どのようにパンフレットを活用していただくか、考えられる機会になると思います。	貴重なご意見ありがとうございます。
杉浦委員	勉強会はとても良いと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。年度内に勉強会の開催ができるよう進めてまいります。
安井委員	全体的に見やすく良いと思います。関係機関一覧のページにある連携、共有できる関係になって、岡崎市の環境を良くしたいというメッセージがもう少し前面に出ても良いかなと思いました。	貴重なご意見ありがとうございます。次回パンフレット内容見直し時に部会で協議し、内容の変更を検討いたします。関係者の想いが少しでも文章等で伝えられるよう心がけます。
高須委員	恥ずかしいお話ですが、私自身はこの「地域移行支援」についての知識が皆無です。委員意見にありましたいわゆる「知識がない人」に該当し、ご意見どおり、パンフレットを見ただけでは専門用語も多く、よくわかりませんでした。ですので、今後の取組(案)にあったように研修会の開催はとても意味のあることだと思います。一般の人が聞き慣れない専門用語をわかりやすい言葉に置き換え、制度の内容をよりわかりやすく説明するスキルなどが必要だと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。勉強会では、専門用語でわかりにくいと思われる用語について、わかりやすく説明するよう心がけます。また、制度の内容をイメージしやすいよう伝えることも心がけます。
佐藤委員	非常にわかりにくい。(情報の詰め込みすぎ) 対象が、本人なのか、事業所なのか、どこに向けて情報を発信しているか不明である。 退院までの過程より、退院後の生活の場(アパート、グループホーム 他)の情報を提供すると、併にそこへどのような支援が入るのが本人にとってイメージしやすいのではないか。	貴重なご意見ありがとうございます。文章量が多くなり、わかりにくいパンフレットだという意見が部会でもありました。このパンフレットは原則「精神障がいの退院支援・地域移行支援に携わる関係者向け」としているため、わかりにくい内容はしっかり勉強会で説明するよう心がけます。
富沢委員	肢体不自由特別支援学校の本校が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとして紹介しているのは、短期入所などの介護給付、就労継続支援などの訓練等給付、相談支援事業などの地域生活支援事業で、地域相談支援給付の地域移行支援については今回初めて知りました。 このパンフレットは支援に携わる人に渡すものですが、当事者の方に渡すものをつくる際は、地域社会に戻ったときに想像される困り感(例えば、どのようにアパートを探せばいいかわからない)に応じるサービスであることがわかりやすく書かれているといなと思いました。	貴重なご意見ありがとうございます。地域移行支援・地域定着支援の障がい福祉サービスが少しでも多くの関係者の目にとまり、「制度の具体的活用」につながっていくよう取り組んで参ります。当事者の方に向けたパンフレット、部会等で検討させていただきます。
荻野委員	誰に渡したいパンフレットかを考えた時、本人や家族向けではない印象を受けます。では、誰向けでしょうか。精神病院等のワーカーや支援する側に対してでしょうか。病院側からは退院できるのではないかと考える入院患者も、本人に退院に対しての意向が持てるかは別物と考えます。退院を希望する人という前提があり、退院するための方法を説明するパンフレットなのかなと思います。本人向けではないが、退院を説明するパンフレットになれば医療関係者向けとなり、制度を説明しているパンフレットと見えます。会議に参加させてもらいながら訳の分からない意見となり申し訳ありません。本人に対してなのか、家族に対してなのか、病院に対してなのか、このあたりが混ざり合っている様に感じます。混ざっていることでボケてしまっているのかと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。このパンフレットは「精神障がいの退院支援・地域移行支援に携わる関係者向け」として作成しております。医療機関や福祉関係機関、保健所、行政等がチームになって退院支援・地域移行支援・地域定着支援を行っていくイメージをつかんでもらうことを目的としておりますが、対象者や活用方法については勉強会の結果を踏まえて改めて部会等で検討させていただきます。

西脇委員	<p>本件、パンフレットについては、9月24日(金)付令和3年度第2回地域移行支援専門部会にて検討された意見と同様です。ただし、家族並びに当事者自身に対するパンフレット内容の検討は、精神障がい者家族会で作成すべきか、協議会にて作成されるのか教示ください。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。家族並びに当事者の方に対するパンフレット内容の検討、当部会で行っていくのがよいのか、改めて部会等で検討させていただきます。部会でも引き続き貴重なご意見をいただけますと幸いです。</p>
杉木委員	<p>パンフレットを見ただけでわかりませんが、医療、福祉関係者のみなさんは、このことについてどの程度知っておられるのでしょうか。「地域から引っ張る支援」は平成24年度から制度化されているとあります。それから何年も経っていると思うのですが、それが今どうなっているのか。そして、もしそれが進まないのであれば何が理由になっているのか。こうしたことをみんなで考えるのかな？そのあたり、専門部会あるいは協議会の立場をもう少し出してもいいかなと思いました。パンフレット1ページ目は、やや教科書的な記述にとどまっている気がしました。といっても、スケジュールは今年度中に実施するなら2ページ以降はそのままでいいと思いますが、1ページに専門部会が捉えている現状と問題意識についての記述を少し書いたらどうでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。地域移行支援が個別給付化され10年が経過するなか、過去の取組の評価や、現状の分析などまだまだ取り組めていない部分があります。1ページ目に、そういった内容が記載できると、より説得力のあるパンフレットになると思います。改めて、部会等で検討させていただきます。</p>
柴田委員	<p>地域移行支援パンフレット(案)は、地域移行を希望する本人や家族にとって、縦軸及び横軸と文字が多く、矢印も多くて判りづらいと思います。できれば、利用者(本人・家族)向けのものをそれぞれ時系列で記載したほうがよい。 また、退院意欲を取り戻す支援として、どのような支援が病院においてなされているかの例示も利用者にとって、より興味を示すことになろうと思われます。(せっかく立派な表を作るなら、もう少し判りやすくしていただくといいと思います。)</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。このパンフレット、全体的に判りづらい内容となっている件、改めて部会等で検討いたします。また、パンフレットを使った勉強会を開催する際には、退院意欲を取り戻す支援について意見交換等行います。</p>
渡邊委員	<p>長期入院していた方が支援を受けることで地域で安心して暮らせるのは、パンフレットにもあるように画期的な仕組みだと思います。パンフレットの対象が医療・福祉関係者となっているので私のようにどちらでもない者にとってはイメージしにくいのですが、“地域”の側には何か準備することはあるのかどうか知りたいと思いました。具体的には岡崎市にはどのくらいの人数の対象者・関係者がいるのでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。関係者以外にとってイメージがしにくい内容になっているため、一般の方にも普及啓発できる仕組みを部会等で検討いたします。対象者の現状把握もしっかり行えるように取り組みます。</p>

議題2 その他

意見者	(御提出いただいた意見書のまとめ)	回答
田中委員	特にありませんが、見学会については関心を持っております。しかしながら、入所施設にて従事していることから、もう少し時期をみながら、いずれ見学させていただければと思っております。	貴重なご意見ありがとうございます。
三浦(宏)委員	手話言語条例(素案)について、「ろう」は聴覚に障がいのある方全般を意味する言葉なので、「ろう者」として手話を使う方だけに限定した定義をすることは、適当ではないと思われま	「ろう者」が必ずしも手話を使用する聴覚障がい者を指すものではないことは承知しているところですが、あくまで本条例における定義の用語として使用しております。
荻野委員	聴覚障がい者にとって手話は簡易に使える会話ツールとしてとても便利なものかと想像します。今回の手話言語条例の制定には、条例を必要とする事態があったのでしょうか。市民の中には手話の認知は高いものがあると思います。ただ使うことはできませんが。最近ではスマホなどでも会話を即時文章化でき、手話以外でも会話が可能になったように思います。手話に限定した条例とするのか、より広い意味を持たせたいのか、当事者ではないので分かりませんが、手話を知らない者から見ると、もう一考されてもいいのかと思いました。	条例制定の背景として、関係団体からの長年継続した要望がされている状況があります。また、手話がろう者にとって単なるコミュニケーションの道具ではなく、音声言語と同じく独自の体系を有する言語であり、文化的な社会生活を送るための基盤となることから、その獲得と選択が保障されることが重要と考えており、手話に限定した条例となっております。
杉木委員	手話言語条例、実現することを願います。	貴重なご意見ありがとうございます。
柴田委員	手話言語条例について、近隣の市ではすでに施行されていたので、岡崎市も制定されること、安心しました。他の市では市政だより(公報)などに手話単語が紹介されていたり、学校で取り上げたり、身近なことになりつつあるので、岡崎市の取り組みにも期待しています。条例ができた後、具体的には何がどう変わるのか例をあげてくれたらわかりやすいと思います。	手話が言語であることについて、多くの方に知っていただくことが重要と考えております。そのため、手話に関する研修や市民向け講座などの啓発を実施し、市民にとって手話が身近なものとなるよう取り組んでまいります。